

2002年9月12日  
公正貿易センター

## 対日アンチダンピング情報 公正貿易センター・レポート資料 (第111号 2002年8月度)

当センターが、各国官報等により把握致しました2002年8月中の主要国の対日アンチダンピング(A D)措置に関する情報を取りまとめましたので、ご送付申し上げます。

(お問い合わせ先：TEL03-3591-4550)

### I 主なトピックス

#### 《米国》(速報を含む)

##### (1)AD 判例 調査関連

8月6日、国際貿易委員会(I T C)は、日本製シームレス・ステンレス鋼管に対するA D損害調査について、国際貿易裁判所(C I T)の差し戻し判決を受けて再々決定行った結果、「損害なし」との認定を下した。本件は、2000年8月にI T Cが「損害なし」と認定していたが、米国のA D申請者がI T Cの判決を不服としてC I Tに提訴、C I Tはこの結果をI T Cに差し戻し、2001年11月にI T Cは当初決定を覆して「損害あり」と認定し、これをC I Tに報告した。しかし、C I Tは、再度これをI T Cに差し戻していた。

8月27日、I T Cは、冷延鋼板に対する損害調査において、「損害なし」との最終決定を下した。この決定によりA D税が賦課されることなく調査を終結する。本件は、1999年6月にもA D調査が開始され、今回と同様にI T Cの最終決定において「損害なし」と認定された。

2002年9月5日、米国調査当局は、ポリビニール・アルコールに関するA D調査開始の申請を受理した。当該品目について、米国は1995年にA D調査を開始し、A D税賦課命令を出した後、2001年5月14日にサンセット見直しにおいてA D措置を撤回している。

##### (2)米国アンチダンピング制度の手続きの修正提案について

8月15日付け官報において、米国商務省は、正常価額算定の際の販売価格データの採用基準について修正提案を発表した。従来、米国商務省は、輸出国内における関連者間取引価格が、非関連者向けの価格の平均99.5%を下回る場合には、「通常の取引」ではないと認定し、国内販売価格(正常価額)の算定から一律に除外する手法(arm's-length test)を採用していた。この手法については、W T O紛争解決手続において、「米国の日本製熱延鋼板に対するA D措置」事件の論点の一つとして取り上げられた。2001年7月、W T O上級委員会は、この99.5%基準を採用した手法は適切な販売価格データを不当に計算から除外し、恣意的に低い国内販売価格のみを除外することによってダンピングマージンを高めており、A D協定に違反すると認定した。このため、商務省は、関連当事者間販売価格の平均が、非関連者向けの価格の平均の98%から102%の間であれば「通常の取引」として考慮し、国内販売価格(正常価額)の算定に含まれるとする新しい基準を提案し、この提案に対してパブリックコメントを要請している(コメント提出期限8月30日)。

## 《米国の鉄鋼製品に対するセーフガード調査関連》

**米国**：8月22日、商務省及び米国通商代表部は、鉄鋼製品に対するセーフガードの対象からの適用除外品目の追加を発表した（官報掲載日は8月30日）。除外品目の選定は、これが最後となる。適用除外品目については、2002年3月5日に米国大統領がセーフガード措置の詳細を布告した際に、適用除外品目を120日以内に決定するとしていたが、その期限である7月3日に適用除外品目を決定する期日を8月31日と改めること等（本誌110号参照）を発表していた。

**日本**：上記の追加適用除外の発表を受けて、8月30日に経済産業大臣は、米国政府の対応を積極的に評価し、日本政府はセーフガード措置による損害額の一部に見合う形で6月18日に日本の関税譲許の停止を行っているところであるが、これについては米国政府の建設的な対応を勧告し、別途進めているWTO紛争解決手続の結論が出るまでの間、実際に関税を引き上げるという措置を講じないとする方針を発表した。

**EU**：8月23日、EUも米国の追加適用除外の発表を歓迎し、これによってEUの鉄鋼製品輸出の50%以上が除外されると評価した。しかし、依然としてEUの重要な鉄鋼製品がセーフガードの対象となっており、既にパネル設置がされているWTO紛争解決手続による解決を期待する旨を発表した。さらに、米国のセーフガードに対するEUの対抗措置（WTOの結論がでるまでの短期措置）については、発動決定を9月30日まで延期することとしているが、EU委員会は、米国の追加適用除外の内容を詳細に検討し、検討結果を9月中旬頃に理事会に対して提案する。

**カナダ**：カナダ国際貿易裁判所（CIT）は、7月4日に鋼板類等9品目に対するセーフガードの損害調査の結果、5品目について「重大な損害」があると認定し、8月19日、カナダ政府に対して救済措置案を提出した。

品目	措置	関税割当の数量枠 〔〕内は米国への割当分 <000 tonnes>	追加関税率または数量枠外の追加関税率	適用除外等
厚板（切板） Discrete Plate	関税割当	1年目 334〔213〕	1年目 25%	カナダ国内産業からの要請に基づく適用除外、及び開発途上国に対する適用除外あり。 〔メキシコ・イスラエル（両国間自由貿易協定受益国含む）・刊からの輸入は、損害が認定されず対象外、鉄筋用棒鋼については米国からの輸入についても損害が否認され対象外となっている。〕
		2年目 343〔219〕	2年目 18%	
		3年目 352〔225〕	3年目 12%	
冷延鋼板・鋼帯 Cold-Rolled Sheet and Coil	関税割当	1年目 360〔229〕	1年目 15%	
		2年目 366〔233〕	2年目 11%	
		3年目 371〔237〕	3年目 7%	
形鋼 Angle, Shapes and Section	関税割当	1年目 300〔216〕	1年目 20%	
		2年目 323〔233〕	2年目 15%	
		3年目 349〔251〕	3年目 10%	
スタンダード・パイプ Standard Pipe	関税割当	1年目 231〔168〕	1年目 15%	
		2年目 243〔177〕	2年目 11%	
		3年目 256〔186〕	3年目 7%	
鉄筋用棒鋼 Reinforcing Bars	関税引上		1年目 15% 2年目 11% 3年目 7%	

## 《韓国》

### (1) AD カジカ調査案件

・8月22日、韓国貿易委員会は、水酸化アルミニウムについてAD調査を開始した。

## II 官報によって入手した主要 4 ヶ国の対日AD案件

### 1 . 米国 ( Federal Register )

Vol.67, No.148 ~ No.169 ( 2002.8.1. ~ 2002.8.30. )

#### (1) A D オリジナル調査 :

I T C : A D 損害調査(最終決定局面)スケジュールの変更の公告  
67 FR 51598 ( 2002.8.8. ), Effective Date : 2002.8.2.

・ 冷延鋼板

[ 商務省 : 731-TA-972 Cold-Rolled Carbon Steel Products ]

I T C : 記録の再公開の公告

67 FR 55273 ( 2002.8.28. ), Effective Date : 2002.8.22.

・ 冷延鋼板

[ 商務省 : 731-TA-972 Cold-Rolled Carbon Steel Products ]

#### (2) A D サンセット見直し : 対象案件なし

#### (3) A D 行政見直し等 :

商務省 : A D 行政見直し申請機会の公告

67 FR 50856 ( 2002.8.6. ), Dated:2002.7.30.

・ 真鍮板 ( 見直し期間 : 2001.8.1. ~ 2002.7.31. )

[ 商務省 : A-588-704 Brass Sheet & Strip ]

・ 表面処理鋼板 ( 見直し期間 : 2001.8.1. ~ 2002.7.31. )

[ 商務省 : A-588-824 Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products ]

・ 油井管 ( 見直し期間 : 2001.8.1. ~ 2002.7.31. )

[ 商務省 : A-588-835 Oil Country Tubular Goods ]

・ フッ素樹脂 ( 見直し期間 : 2001.8.1. ~ 2002.7.31. )

[ 商務省 : A-588-707 Granular Polytetrafluoroethylene Resin ]

・ ブリキ ( 見直し期間 : 2001.8.1. ~ 2002.7.31. )

[ 商務省 : A-588-854 Tin Mill Products ]

商務省 : A D 行政見直し仮結果期限延長 ( 2002 年 8 月 23 日までに ) の公告

( 見直し期間 : 2000.5.1. ~ 2001.4.30. )

67 FR 52933 ( 2002.8.14. ), Effective Date : 2002.8.14.

・ ボール・ベアリング

[ 商務省 : A-588-804 Ball Bearings and Parts ]

商務省 : A D 行政見直し最終結果の公告

( 見直し期間 : 2000.5.1. ~ 2001.4.30. )

67 FR 55780 ( 2002.8.30. ), Effective Date : 2002.8.30.

・ ボール・ベアリング

[ 商務省 : A-588-804 Ball Bearings and Parts ]

商務省：事情変更による見直し仮結果、並びに A D 税賦課命令の一部の撤回意図の  
公告

67 FR 53565 (2002.8.16.), Effective Date : 2002.8.16.

・ 大径溶接ラインパイプ

[ 商務省 : A-588-857 Welded Large Diameter Line Pipe ]

商務省：事情変更による A D 行政見直し取り消しの公告

(申請者の見直し要請撤回による取り消し)

67 FR 53777 (2002.8.19.), Effective Date : 2002.8.19.

・ ステンレス溶接管継手

[ 商務省 : A-588-702 Stainless Steel Butt-Weld Pipe and Tube Fittings ]

#### (4) 米国アンチダンピング制度の手続きの修正提案について

商務省：正常価額算定の際の販売価格データの採用基準についての修正提案、並び  
にパブリックコメントの要請の公告 (コメント提出期限 8 月 30 日)

67 FR 53339 (2002.8.15.), Dated : 2002.8.8.

#### (5) セーフガード関連案件

関税庁：特定の鉄鋼製品 (セーフガード対象製品、並びに対象除外国及び対象除外製  
品を含む) の輸入手続に関する関税規則の提案の公告

67 FR 51800 (2002.8.9.), Approved: 2002.8.6

通商代表部：鉄鋼製品に対する 1974 年通商法 203 条に基づく措置 (セーフガード措置)  
から特定製品を除外、並びに米国の関税表 (HTS) に適合させるための変更  
及び技術的修正の公告

67 FR 56181 (2002.8.30.)

## 2. EU (Official Journal)

OJ Vol.45 No.L203 ~ L234 (2002.8.1. ~ 2002.8.31.)

OJ Vol.45 No.C183 ~ C207 (2002.8.1. ~ 2002.8.31.)

(1) A D オリジナル調査：対象案件なし

(2) A D 見直し等：対象案件なし

(3) セーフガード関連案件

EU は、EU の鉄鋼製品に対する暫定セーフガード措置の対象となっている A D / C  
V D 措置 (確定税賦課のみ) について、必要以上の保護レベルになっているものにつ  
いては、セーフガード措置が採択される際に保護レベルの修正を考慮することを告示  
し、かつ利害関係者は意見を表明できる旨を公告した。当該修正の対象製品は、ブルガ  
リア、南ア、ユーゴスラビア、インド、タイ、台湾、中国、ルーマニア製の鉄鋼製品であり、日本製品  
は対象となっていない。

OJ Vol.45 No.C206 (2002.8.30)

## 3. カナダ (Canada Gazette)

Vol.136, No.31 ~ No.35 (2002.8.3. ~ 2002.8.31.)

(1) A D オリジナル調査：対象案件なし

(2) A D 見直し等：対象案件なし

( 3 ) セーフガード関連案件 :

カナダ国際貿易裁判所( C I T T ): カナダ政府に対する、特定の鉄鋼製品の輸入に関するセーフガード調査に基づいて決定された救済措置の勧告及び決定の理由の報告  
Vol.136 No.35/2767(2002.8.31), Dated : 2002.8.23.  
〔CITT : Reference No. GC-2001-001〕

**4. 豪州(Australian Customs Service)**

No.02/28 ~ No.02/32(2002.8.2. ~ 2002.8.30.)

( 1 ) A Dオリジナル調査 : 対象案件なし

( 2 ) A D見直し等(速報も含む) :

ポリ塩化ビニル : A D措置失効に関する見直しの結果、A D措置継続の公告  
( 2002 年 10 月 22 日から 5 年間継続 )

[Polyvinyl Chloride Homopolymer Resin]

Australian Customs Dumping Notice No.2002/37 Dated : 2002.8.29.

( 3 ) セーフガード関連案件 : 対象案件なし

**Ⅲ その他の国の対日アンチ・ダンピング関連情報**

( 当センターが入手し、8月末までに入手したもの )

( 1 ) 中国 :

フェノール ( Phenol )

- ・ 8 月 1 日付けで、中国対外経済貿易合作部(MOFTEC)は A D 調査開始を公告。  
( 本誌 110 号に既に掲載 )

( 2 ) ブラジル :

ポリ塩化ビニル ( Polyvinyl Chloride ) < 2001 年 11 月 22 日調査開始 >

- ・ ブラジルの調査当局は、8 月 15 日付けで A D 調査のための公聴会の開催(9 月 16 日)を通知。

( 3 ) 韓国 :

水酸化アルミニウム ( Aluminum Hydroxide )

- ・ 韓国貿易委員会は、8 月 22 日付けで A D 調査を開始。